

廃棄物の適正処理について

市内において排出されている事業系ごみ（一般廃棄物）は6,973 tで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」）第3条において適正処理と再利用等によるごみ減量に努めることなどが事業者の責務として規定されています。事業者の皆様におかれましては、本冊子をご参照のうえ、廃棄物の適正処理にご理解ご協力賜りますようお願いいたします。

1. 事業者の責務

事業者は、全ての廃棄物（一般廃棄物と産業廃棄物）について、廃棄物処理法に基づき適正に処理する義務があります。

① 自ら処理するか、処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理（収集・運搬、処分）しなければなりません。

② 廃棄物の再生利用と減量を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理する※か、許可を受けた処理業者に委託して処理（収集・運搬、処分）しなければなりません。地域のごみステーションに出すことはできません。

※「自ら処理する」…自分が出したごみを適正に保管、運搬、処分することを指します。

③ 製造、販売等の際には工夫を

物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やりサイクルがしやすいよう製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

④ 国や自治体の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの責任において、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ることにより廃棄物の減量を行うとともに、生じた廃棄物適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生の抑制等に関し、事業体制の整備、従業員の教育等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

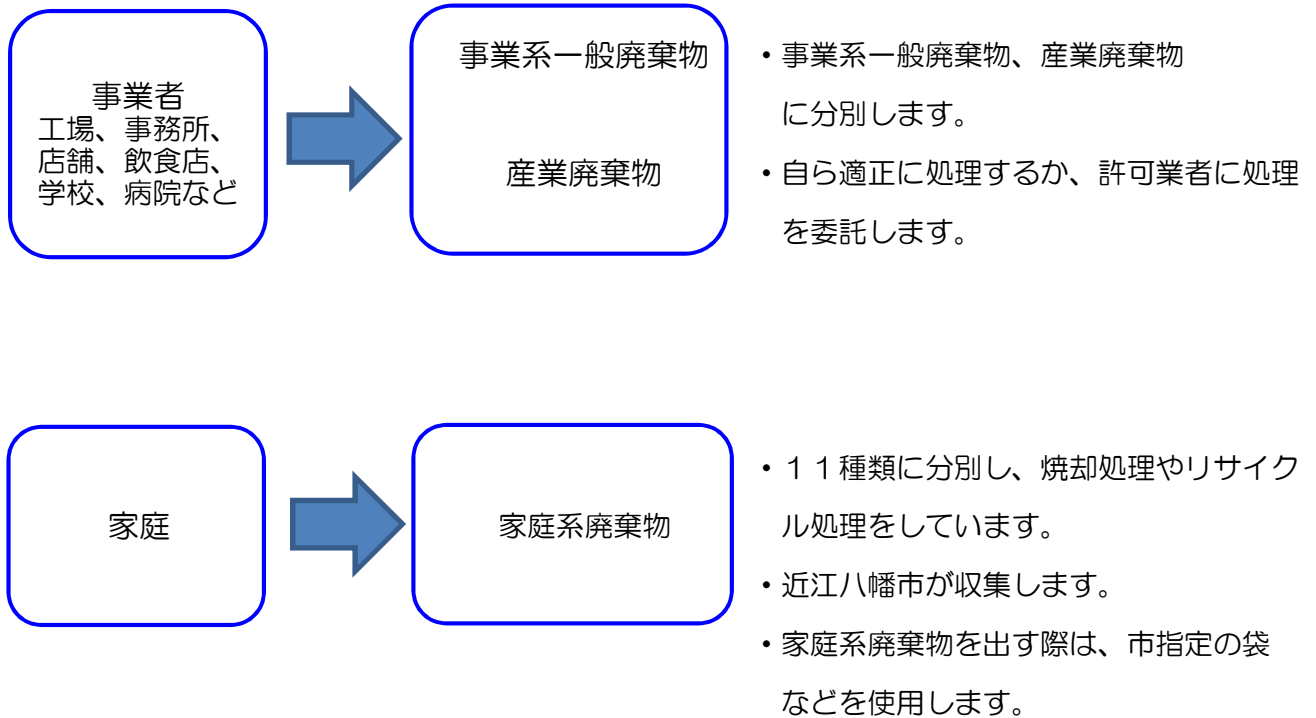
3 事業者は、廃棄物の発生の抑制等に関する市の施策に協力しなければならない。

2. 事業系廃棄物と家庭系廃棄物の違い

廃棄物の定義 「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることが出来ないために不要となった、固形状または液状のものをいいます。

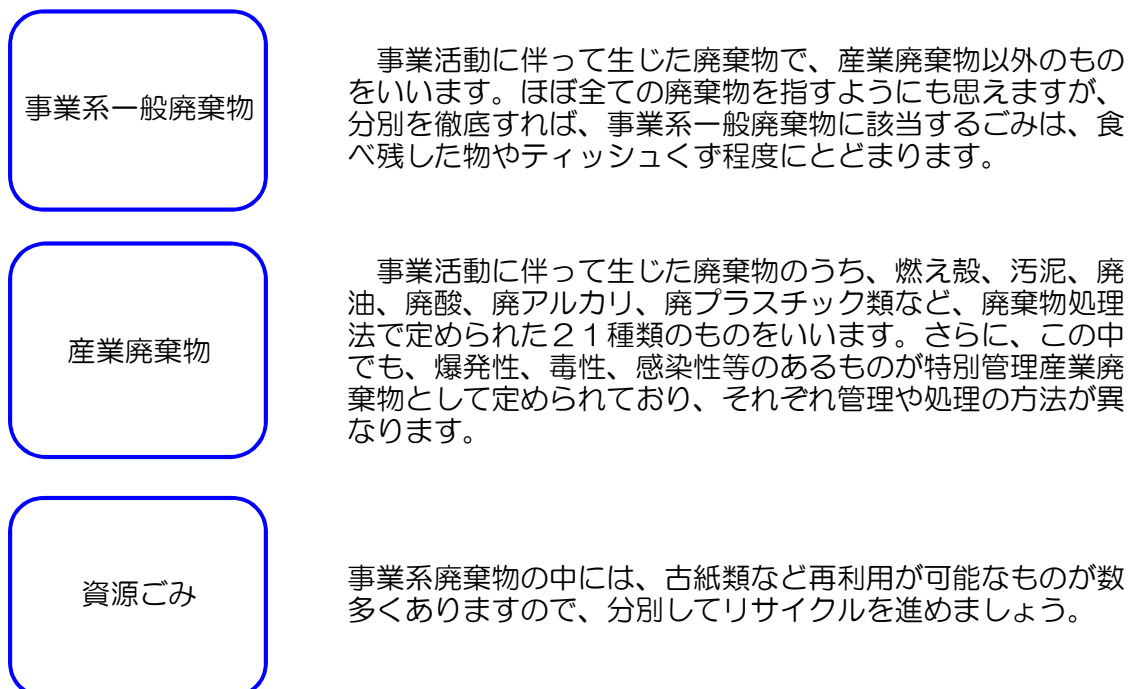
「事業系廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。

事業活動には、商店、会社、飲食店、工場等による営利を目的とする者だけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービス等、事業者が行う全ての活動が含まれます。



3. 事業系一般廃棄物と産業廃棄物

○事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い



○産業廃棄物（市の処理施設へ搬入できないもの）の種類（例）

あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ等
	2	汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設汚泥、製造工程からでた泥状の物等
	3	廃油	潤滑油、洗浄油、切削油、アルコール等の溶剤等
	4	廃酸	硫酸、塩酸等
	5	廃アルカリ	ソーダ液、アンモニア液、写真現像液等
	6	廃プラスチック類	発砲スチロール、プラスチック製容器包装、タイヤ等
	7	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、空き缶、非鉄金属くず、金属製品等
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空きびん、ガラス製品、石膏ボード、陶磁器くず（レンガ、瓦、タイル）スレート板等
	10	鉱さい	電炉等の溶解炉かす、不良石灰、鋳物廃砂等
	11	がれき類	工作物の新築・改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片等
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	新築、改築又は除去等に伴うもの【建設業】 紙、板紙のくず等【紙加工製造業、印刷業等】
	14	木くず	新築、改築又は除去等に伴うもの【建設業】 木材片、おがくず等【木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業】 貨物の流通に使用したパレット【全業種】
	15	繊維くず	新築、改築又は除去等にもなうもの【建設業】 木綿、羊毛等のくず【繊維工業】
	16	動植物性残さ	豆腐製造業のおから、醸造かす等【食料、医療、香料製造業等】
	17	動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不用品【と畜場、食鳥処理場】
	18	動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿【畜産農業、畜産類似業】
	19	動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体【畜産農業、畜産類似業】
20	政令第13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（例えばコンクリート固形物）	
21	輸入された廃棄物	上記1～20、船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く。	

※産業廃棄物の処理については、一般社団法人滋賀県産業資源循環協会までご相談ください。

問合せ先：大津市梅林一丁目3-30

TEL 077-521-2550

〇ごみ分別表

事業系 一般廃棄物	厨芥類	食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど	一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して、環境エネルギーセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
		<p>○食料品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物（動植物性残さ）です。</p> <p>○食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。</p> <p><例>堆肥化、飼料化など</p> <p>○水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めてください。</p>	
	紙くず	汚れのついた紙など	一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して、環境エネルギーセンターに搬入します。また自ら搬入することもできます。
		<p>○建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から特定の作業により発生する紙くずは産業廃棄物です。</p>	
	木くず	刈り草・せん定枝など	一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して、環境エネルギーセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
		<p>○建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。</p>	

※環境エネルギーセンターへの搬入には、大きさや量についての制限があります。

産業 廃棄物	プラスチック類	梱包資材、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発砲スチロール、化学繊維など	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会に相談のうえ、産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。
	金属類	刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など	
	ガラス 陶磁器類	コップなどのガラス類、陶器類など	
	蛍光灯 電池類	蛍光灯、乾電池、ボタン電池、充電電池など	
	その他 (大型ごみなど)	事業所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコン、消火器など	テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。パソコン、消火器は、リサイクルルートがあります。いずれも販売店やメーカーにお問い合わせください。

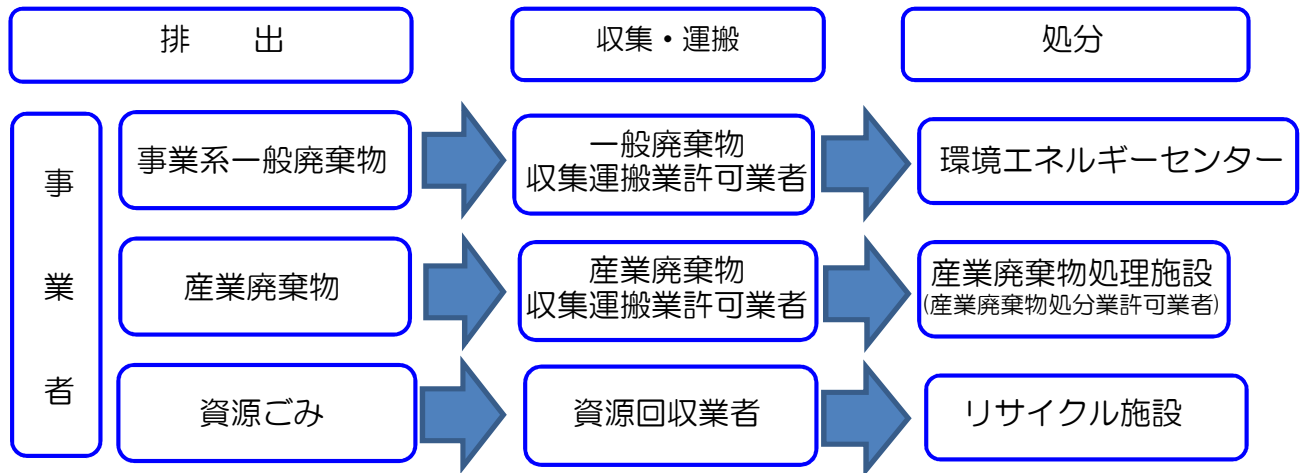
※産業廃棄物を環境エネルギーセンターに搬入することはできません。

資源 ごみ	缶	飲食料用の缶など	産業廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者に委託してください。缶やびんなどは、再生利用が可能なので分別し、リサイクルしてください。
	びん	飲食料用のびんなど	
	ペットボトル	飲食料用などのペットボトル	
	古紙	種類ごとに分別し、一般廃棄物収集運搬業許可業者や資源回収業者に委託してください。再生利用可能な古紙を廃棄物として処理することは避けてください。	
		<p>新聞、雑誌、段ボール、OA古紙、シュレッダーくず、機密書類、雑がみ（メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど）</p> <p>○古紙の取り扱いについては、委託業者に確認してください。</p>	
	古布	不要になった衣類など	事業系一般廃棄物として処理することもできますが、出来る限りリサイクルしてください。
<p>○化学繊維製品は産業廃棄物です。</p> <p>○建設業、繊維工業などの業種から特定の作業により発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。</p>			

6. 事業系廃棄物の処理の流れ

○廃棄物の処理の流れ

事業所から排出された廃棄物は、「排出」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、それぞれの過程で責任が生じます。



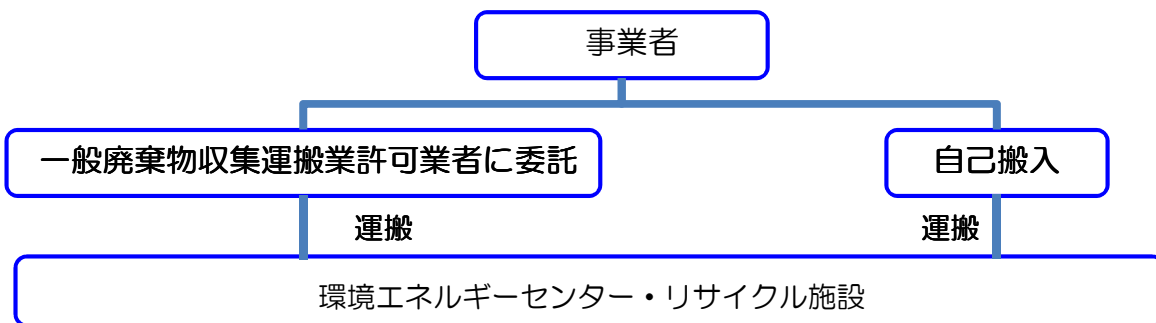
○廃棄物の分別・保管

廃棄物が発生した時点で、事業系一般廃棄物・産業廃棄物・資源ごみの3種類を基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。廃棄物の大部分は資源としてリサイクルすることが可能なため、再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。

分別した廃棄物は、種類ごとに保管します。保管場所には囲いを設けて関係者以外が立ち入らないようにして下さい。また、飛散、流出、悪臭の発散が生じないように、必要に応じて容器等を使用するとともに、ねずみの生息や蚊、はえ等の発生を防いでください。処理業者に廃棄物を引き渡すまでの間は、適正にルールを守って保管を行ってください。

○事業系一般廃棄物の処理の流れ

事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集・運搬を委託し、環境エネルギーセンターなどに搬入するという流れになります。なお、自己搬入することもできます。



事業者は、自ら事業系一般廃棄物を環境エネルギーセンターに持ち込むことができます。持ち込める廃棄物か分からない、持ち込む量が多い等の場合は、事前に環境課に連絡してください。

○近江八幡市環境エネルギーセンターのご案内

1回の搬入について

○ 100kg未満の場合→10kgにつき 250円

○ 100kg以上の場合→10kgにつき 300円

住 所 近江八幡市竹町1143番地

搬入時間 月曜～土曜 午前9時～正午 午後1時～4時

T E L 0748-36-5509 (環境課)

(お問い合わせは土・日・祝を除く8:30～17:15)

※産業廃棄物の受け入れはできませんので、ご注意ください。



7. 廃棄物処理委託契約

○事業系一般廃棄物処理委託契約の流れ

事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約する必要があります。

- ① **廃棄物の種類と量の把握** 事業系一般廃棄物の種類と量を確認します。
- ② **一般廃棄物収集運搬業許可業者を選ぶ** 下記の業者一覧などを参考にして業者を選びます。
- ③ **一般廃棄物収集運搬業許可業者と相談** 収集の頻度、方法、料金などについて決めます。
- ④ **一般廃棄物収集運搬業許可業者と処理委託契約を締結** 書面等による契約を交わします。

※ 産業廃棄物の処理については、一般社団法人滋賀県産業資源循環協会
(大津市梅林一丁目3-30 TEL: 077-521-2550) までご相談ください。

○近江八幡市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

令和元年12月現在

近江八幡地域（合併前の近江八幡市の区域）

No.	許可業者名	事業所所在地	電話番号	備考
1	株式会社 日吉	近江八幡市北之庄町908番地	32-5111	
2	有限会社 キンキカンセー	近江八幡市牧町291番1	32-1305	
3	有限会社 ニチナン	近江八幡市多賀町372番地2	33-4411	
4	柳田政雄	近江八幡市鷹飼町北3丁目5番地	36-7583	柳田(政)産業
5	新田賢	近江八幡市上田町1058番地3	38-8186	便利屋ネコの手

安土地域（合併前の安土町の区域）

No.	許可業者名	事業所所在地	電話番号	備考
1	株式会社 滋賀衛研	近江八幡市安土町下豊浦4756番地3	46-5667	
2	株式会社 日吉	近江八幡市北之庄町908番地	32-5111	
3	株式会社 木下カンセー	大津市大萱一丁目17番14号 松政ビル7階	077-543-2663	

○近江八幡市再生資源回収業者組合加盟業者一覧

※ 回収内容については各業者へお問い合わせください。

No.	業者名	電話番号	備考
1	森橋商店	37-5673	
2	柳田産業	33-0064	
3	柳田(政)産業	36-7583	
4	柳田金属	32-2140	
5	松本商店	33-2007	
6	有限会社 成和商事	46-4004	